

栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点フラグシップモデル事業セミナー等開催業務委託仕様書

本仕様書は、公益財団法人栃木県産業振興センターが委託する「栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点フラグシップモデル事業セミナー等開催業務」を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点※（以下、「拠点」という。）は、中小企業の成長の支援を基本理念に掲げ、県内中小企業に「攻めの経営」への転換を促すとともに、企業の強みや攻めの内容を明確化した上で「攻めの経営」を実践するために必要な人材の獲得を支援するなど、「攻めの経営」支援に重点を置いた取組を展開している。

本業務は、これまでの拠点の取組や企業とのネットワークを生かして、都市部大企業等との連携による人材還流や、労働生産性向上等の「働き方改革」への意欲喚起等を促進するとともに、都市圏の経験豊富な求職者と企業とのマッチングの機会を創出することにより、県内中小企業の「攻めの経営」に必要な人材の獲得を支援するものである。

※ 栃木県プロフェッショナル人材戦略拠点は、公益財団法人栃木県産業振興センターが栃木県から受託し、平成 27 年 12 月に開設した。

2 業務の内容

(1) セミナーの開催

ア セミナーの実施内容

- 開催地：栃木県宇都宮市内
- 開催回数：1 回以上
- 開催時期：平成 30 年 1 月～2 月
- 参加対象：栃木県内の企業（大企業・中小企業）、市町、商工団体、金融機関 等
- 参加費：無料（交流会を除く。）
- 人数規模：100 名程度
- 開催時間：3～4 時間程度（交流会を除く。）
- テーマ：セミナーでは必ず以下のテーマに関する講演やパネルディスカッション等を実施するほか、拠点の活用を促進するため、拠点の活動紹介を行う。
 - ① プロフェッショナル人材事業「都市部大企業等と地域企業の人材交流」
 - ② 兼業促進、生産性改革など働き方改革の推進による魅力的な職場の創出
 - ③ 地域商社の取組
- 交流会：セミナーのプログラム終了後、拠点や講師と参加者が交流を図るための交流会を開催する。なお、交流会は会費制とする。

※ 上記に定めのない事項については、拠点と協議の上で決定することとする。

イ セミナーの業務内容

受託者は拠点及び栃木県と連携しながら、以下の業務を実施するものとする。

- ① セミナーの企画・調整
 - ・ セミナーの開催日や開催場所、プログラム等の調整
 - ・ 講師など登壇者の調整
- ② セミナーの周知・参加者募集
 - ・ 参加者募集チラシの作成 (1,000部程度)
 - ・ WEBサイト等による周知活動
 - ・ 参加者の申込受付、取りまとめ
- ③ セミナーの開催準備
 - ・ 講師や参加者等との連絡調整
 - ・ 会場との連絡調整 (機材等の手配含む)
 - ・ 交流会の開催準備
 - ・ セミナー当日配付資料 (アンケート含む) の作成、取りまとめ
- ④ セミナー当日の運営
 - ・ 会場設営 (受付準備、資料準備、案内表示、機材確認 等)
 - ・ 受付業務 (参加者受付、講師案内 等)
 - ・ 進行管理 (セミナー・交流会)
- ⑤ アンケートの実施
 - ・ 参加者に対するアンケートを実施 (セミナー当日)
 - ・ アンケートの取りまとめ、集計
- ⑥ その他
 - ・ その他セミナー開催に付随する業務

(2) 離転職者対象の人材マッチングイベント出展

ア 人材マッチングイベントの内容

- 開催地：東京都内
- 開催時期：平成30年1月～3月上旬
- 出展対象：民間人材ビジネス事業者が主催する離転職者を対象としたイベント
(ただし、1日あたりの参加求職者数が2,000人を超える規模のイベントに限る。)
- 出展回数：1回
- 参加企業：栃木県内に本社機能を有する中小企業で働き方改革など「攻めの経営」に取り組む企業
※ 参加企業の選定・調整は拠点が行うものとする。
- 参加企業数：3社以上 (1社あたり1ブースとする。)
- 参加負担金：無料 (出展者の希望による追加オプション等は出展者の自己負担とする。)

イ 人材マッチングイベント出展に係る業務内容

- ① イベントの選定・申込み
 - ・ 出展イベントの調整 (拠点及び栃木県と調整の上で出展イベントを決定するものとする。)
 - ・ 出展イベントの申込み

- ② 参加企業との連絡調整等
 - ・ 参加企業との連絡調整
 - ・ 参加企業への出展に向けたアドバイス、相談対応
- ③ イベント当日のサポート
 - ・ 参加企業へのサポート（ブース設営、応対方法等）の実施
- ④ アンケートの実施
 - ・ 参加企業に対するアンケートの実施
 - ・ アンケートの取りまとめ、集計
- ⑤ その他
 - ・ 人材マッチングイベント出展に付随する業務

3 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 20 日までとする。

4 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後の精算払とする。

5 実績報告書等の提出

受託者は、業務完了後速やかに「実績報告書」（様式任意）を作成し、セミナー資料（出席者名簿、配付資料等）、人材マッチングイベント資料（参加企業名簿等）、アンケート（セミナー、人材マッチングイベント）集計・分析結果を添付の上、提出するものとする。

6 その他

- (1) 受託者は、拠点や県と十分協議し、適時連絡・確認を取りながら本業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認められるときは、拠点と協議の上、その一部を委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らし、又は自社の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (4) この仕様書の定めのない事項及び疑義がある場合は、両者協議の上定めるものとする。